

洲本市コミュニティバス等運行委託業務仕様書（概要案）

1. 委託業務名

洲本市コミュニティバス等運行委託業務

2. 業務目的

現在、市南部の上灘地区から由良地区にかけて、淡路交通株式会社が路線バス「上灘線：来川～由良保育所前」を運行していますが、平成24年3月末をもって路線退出を希望する申出書が提出されています。この地域は、路線バス以外に交通手段がなく、また、地域の高齢化率も非常に高く、移動に支障をきたす住民も多いため、路線退出後の代替交通業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものです。

3. 委託期間

平成24年4月1日から平成27年9月30日まで（3年6ヶ月間）

委託期間は3年6ヶ月間を予定していますが、契約は年度ごとに締結します。

ただし、初年度の委託期間は平成24年4月1日から同年24年9月30日までとし、その後については、同年10月から翌年9月末までを1会計年度とします。

（以降も同様です。）契約を更新する際は、当該年度までの事業実績等も考慮の上、年度ごとに協議します。

4. 事業者を求める条件

事業者には、次の各号のすべての条件を満たすことを求めます。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業、若しくは一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準（改正平成22年8月30日）を運行開始日までに満たすことができる事業者、又は同法第78条に定める自家用有償旅客運送事業を受託できる事業者。
- (2) 運行開始日までに、当該路線についての国土交通省の認可・運賃認可・標柱の設置等を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できる事業者。
- (3) 他の交通機関のダイヤ変更に関し常に気を配り、その変更に合わせて乗継調整等ができる事業者。
- (4) 道路事情の変化に関し常に気を配り、路線変更を余儀なくされたときには、適正に対応ができる事業者。
- (5) 不測の事態により、第三者に対し損害を与えたときには、適正に対応ができる事業者。
- (6) その他、コミュニティバス等の運行にあたって起こるであろう諸問題に対して問題解決できる事業者。

5. 事業者の決定及び契約方法

洲本市地域公共交通会議での協議を経て、洲本市が行う公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、委託契約を締結します。

6. 委託業務内容

(1) 運行業務

現時点で想定している運行業務の内容は次の通りですが、最終的な運行内容は、委託業者決定後、洲本市地域公共交通会議の意見も参考にしながら、受託者と協議の上、決定します。

項目	内容
運行形態	<p>受託者は、次のいずれかの方法で運行するものとする。</p> <p>①道路運送法第4条の許可に基づく一般旅客自動車運送事業の路線定期運行</p> <p>②道路運送法第79条の届出に基づく自家用有償旅客運送事業の路線定期運行</p>
運行期間	平成24年4月1日から平成27年9月30日まで
運転手	受託者の責任において確保すること。
使用車両	<p>受託者の責任において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定める次のいずれかを確保すること。</p> <p>①中型自動車（乗車定員11人以上29人以下）</p> <p>②普通自動車（乗車定員10人以下）</p> <p>※原則、受託者が車両を確保することとするが、洲本市での車両購入を前提とする提案内容も可とする。</p> <p>※特に車両の指定はないが、いわゆる「乗客の積み残し」が極力発生しないように配慮すること。</p> <p>※運行車両には、エアコン、乗降ステップ等を装備する。</p> <p>※車両の前後左右に行き先を表示するシール等を貼付する。</p> <p>ただし、その作成費は受託者の負担とする。</p>
運賃	<p>1回の乗車にかかる運賃を次の区分で分けること。</p> <p>なお、小児運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満の端数は、10円単位に切り上げるものとする。</p> <p>①「来川」－「由良保育所前」間・・・・・・・・・・ 円</p> <p>②「来川」－「洲本バスセンター」間・・・・・・・・ 円</p> <p>③「由良保育所」－「洲本バスセンター」間・・・・ 円</p> <p>※運賃は、受託者の収入とする。</p>

運休日	特になし		
路線接続	利用者の利便性を考慮し、他路線との接続に関して配慮すること。		
その他	その他の業務は、次の通りとする。 ①運行ルート、運行ダイヤの決定、停留所の設置 ②停留所の表示に係る業務、車両内の表示に係る業務 ③関係機関との協議 ④地元及び市との協議 ⑤運行開始後の利用状況、運賃収入状況等の調査・報告 ⑥利用促進につながる取り組み 等		
路線名	起点～経由地～終点	運行回数	停留所数
上灘由良線 (仮称)	起点：来川 経由：由良 終点：洲本バスセンター	往路：3便／日程度 復路：3便／日程度	10～12箇所程度 (7ル-乗降区間なし)

(2) 管理業務

(3) 運營業務

7. 運行費用見積書の提出

8. 委託料に関する事項

9. 事故処理に関する事項

10. 業務に必要な届出書類

業務着手時に、以下の書類を提出して下さい。

- ・着手届
- ・工程表

11. 業務履行の確認

業務完了時に、以下の書類を提出し、委託者の完了検査を受けて下さい。

- ・完了届 (当該期間中の実績等を記す書類一式を含む)

以上。